

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年12月1日

【ファンド名】 GIMケイマン・トラスト -  
オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド  
(GIM Cayman Trust II -  
Alternative Investment Strategies Fund)

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド  
(JPMAM Japan Cayman Fund Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ディビッド・ツェー  
(David Tse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、  
ウグランド・ハウス、私書箱309、  
メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付  
(C/O Maples Corporate Services Limited,  
PO Box 309, Ugland House,  
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【提出理由】

GIMケイマン・トラスト - オルタナティブ・インベストメント・ストラテジーズ・ファンド（GIM Cayman Trust II - Alternative Investment Strategies Fund）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（JPMAM Japan Cayman Fund Limited）（以下「管理会社」といいます。）は、2022年5月31日付で強制買戻しを行い、ファンドを償還することを決定いたしました。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2022年5月31日

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの純資産総額は、2019年に30億円を下回り、管理会社は、ファンドの検証および監視の期間を設けた上で、ファンドの純資産総額が回復する見込みは低く、そのため効率的な投資運用を履行することがより厳しいものになるとの見解に達しました。上記に鑑み、本件償還が受益者全体の最善の利益になると判断し、受託会社と協議の上、2022年5月31日に強制買戻しを行い、ファンドを償還することを決定いたしました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

2021年11月30日付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

### 添付書類

- 1．在職証明
- 2．委任状